

第9回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月9日（金）午後2時30分～
（13時～転用現地確認、13時半～荒廃農地現地確認）
2. 開催場所 南阿蘇村 旧久木野庁舎 （集会ホール）
3. 出席委員 18名
欠席委員 1名 古澤勝康委員
4. 議事日程

報告 1号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員

事務局長	江藤 誠喜
係長	後藤 行志
主査	長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長	挨拶 只今から第9回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に18番 荒牧 文博委員、19番 大塚 恭徳委員を指名します。 それでは農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について、事務局に報告をお願いします。
事務局	はい。報告の前に議案の中で訂正をお願いします。農地法第4条の申請ですが、議案第2号の1番の申請について名の訂正をお願いします。それと、議案第4号の4番案件の移動の理由につきまして「相手方の要望」となっておりますけれども「賃借権設定（5年）」となっております。すみませんが訂正をよろしくお願いします。 改めまして、報告第1号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について（別添議案書を元に報告。） 以上報告いたします。
会長	報告が終わりましたので、報告第1号は以上で終了します。

<p>会長</p>	<p>続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>別添議案書を基に朗読 以上5件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>では地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>1番の議案について7番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲渡人のこの田が一枚、譲受人の田の傍にあって水管理などが大変なので今回売買が成立しております。なんら問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>8番</p>	<p>2番、3番、4番について8番が申し述べます。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、譲受人の方は新規就農者の方でございます。面積が4反4畝で新規就農の面積に足らず、議案3番の譲渡人より土地を借りて賃借権設定となっております。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>4番について申し述べます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は高齡でなかなか農業ができることでなく、譲受人の方に所有権移転売買となっております。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>10番</p>	<p>議案第1号番号5番について、9番委員の案件ですが、10番が代わりに説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>譲渡人、譲受人は兄弟でありまして、このたび話し合ひがまとまりまして所有権移転贈与の申請があがっております。ご審議方宜しくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>別添議案書を基に朗読 以上3件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明に移りますが、最初に3番が■■■■委員の案件ですので、1、2番を最初に審議します。1、2番について地元委員の説明をお願いします。</p>

1 番	<p>1 番につきまして番号 1 番が説明いたします。申請人は記載のとおりです。畑に通じる進入道路が狭かったために作られたものですが、近所がペンションや別荘地の一角にありまして公衆用道路としての申請がされております。始末書添付です。ご審議方宜しくをお願いします。</p>
8 番	<p>2 番について 8 番がご説明いたします。申請人の屋敷のすぐ裏に観賞魚の養殖場を作られております。現在、観賞用の魚をいろいろ売っておられますが、始末書添付のためご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>では採決に移ります。議案第 2 号 1 番と 2 番の農地法第 4 条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
会長	<p>賛成多数と認め、議案第 2 号 1 番 2 番は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>続きまして 3 番の地元委員の説明に移りますが、番号 3 につきましては、議席番号 ■■■■■ 委員本人の案件になっておりますので、■■■■■ 委員の退席をお願いします。</p>
会長	<p>それでは 3 番について地元委員の説明をお願いします。</p>
1 1 番	<p>3 番について ■■■■■ がご説明申し上げます。始末書添付のため始末書を読み上げさせていただきます。「私は自宅にて永年専業農家を営んでいますが、父が昭和 5 6 年 8 月に農家住宅を建て替えましたが、その際に申請地の一部にかかって建ててしまいました。申請地の南側隣接地は土地改良区整備区域で申請地は宅地であると思込んでいました。このたび熊本地震により申請地上の自宅が全壊の判定を受けるほどの被害を受けたため大規模改修工事を行いました。工事するにあたり登記登録等を調査した際に申請地がまだ農地で農地法の許可を受ける必要があることを認識した次第です。よって今後は農地法を厳守し、必要な許認可を受けてまいりますので本申請について何卒宜しくをお願いします。ということでございます。転用目的農家住宅、始末書添付です。宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>では議案第 2 号 3 番の農地法第 4 条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
会長	<p>賛成多数により、議案第 2 号 3 番は原案どおり可決します。</p>

会長 続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読
以上4件、ご審議方よろしくお願いたします。

会長 朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7番 1番につきまして7番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。場所は■■■■の西へ約■■■■m、現在2・3軒住宅が建っていますが、そこに住宅を建設するというでなんら問題はないと思います。ご審議方宜しくお願いたします。

3番 番号2番につきまして3番がご説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人は■■■■をしておりまして、現在の駐車場が狭いために隣接の田を所有権移転有償となっております。場所は■■■■の■■■■の下です。ご審議方宜しくお願いたします。

10番 議案第3号3番につきまして、9番委員の案件ですが、10番がご説明致します。譲受人、譲渡人、申請土地の状況につきましては議案書のとおりでございます。現在、譲受人は南阿蘇村河陰地区に居住されており、熊本市内の■■■■やその他の■■■■へ■■■■として勤められておりますが、地元からの■■■■の■■■■を開業して欲しいとの要望もあり、自宅隣の土地に■■■■を建設したいという思いから今回の申請に至っております。申請場所は久木野地区■■■■の■■■■の南側に位置しておりまして、許可がおり次第建設予定です。給水につきましては既設の地下ボーリングを利用し、周辺地域は新興住宅地でもあり排水施設も完備されているので問題ないと思われます。ご審議方宜しくお願いたします。

18番 議案第3号番号4について18番がご説明いたします。申請地は■■■■から村道を熊本方面へ約■■■■m程行きますと、■■■■に■■■■がございますが、その前の■■■■を■■■■の方へさらに■■■■mほど進んだ左側にあります。この農地は面積も狭く住宅や建物の間で日当たりもあまり良くなく、譲渡人と譲受人の間で長期に渡り、個人的な貸し借りをされておりました。このたびお互いに同意の下、所有権移転の合意がされ売買されることになりました。所有権移転には特に問題ないかと思ひますが、始末書添付ですのでご審議の程宜しくお願いたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

会長 では採決にうつります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。

<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>4番</p> <p>10番</p> <p>12番</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について番号1から4番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上新規案件4件、再設定6件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号1番2番につきまして、4番が説明致します。まず1番につきまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人、譲受人は親戚関係で、譲渡人が高齢であるためにこれまでも譲受人が耕作してきましたが、このたびきちんと契約をして耕作していきたいということで申請があがっております。賃借権設定5年です。</p> <p>次に2番につきまして説明致します。譲渡人、譲受人は親戚関係にあります。譲渡人は1人で畜産、田、畑をされてこられました。1人では少し無理だということで、近くで耕作をしている譲受人に申請土地だけでも作って欲しいということで申請があがっております。賃借権設定5年です。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第4号3番につきまして10番が説明致します。譲渡人、譲受人につきましては記載のとおりでございます。譲受人と譲渡人は親子関係にあります。このたび使用賃借権設定10年の申請がなされております。譲受人につきましては会社を辞められまして、去年から農業後継者としてがんばっておられます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第4号4番につきまして12番が説明致します。譲渡人、譲受人は親戚関係でありまして、譲渡人が農作業が困難ということで賃借権設定5年という申請があがっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>では議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>つづきまして議案第5号、農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読ならびに説明をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 続きまして説明を事務局より申し上げます。 別紙にて非農地証明の現地写真を添付しております。立野の用水路崩壊時に流出した</p>

	<p>土砂が流れ入った場所となっております。2枚目が平成28年4月20日現在の航空写真となっております。番号1から2、3、4となっているところが非農地化申請の場所となります。大きく拡大写真もつけておりますが、実際流失、土砂災害にて岩石流入している土地をそれぞれ示しております。こちら非農地化となっておりますが、先程みて現地研修で見ていただいた非農地化と違うところは土砂災害等の災害による非農地化となります。今後、この土地は農地に戻らないというところで所有者から申請があがっております。ご審議の程宜しく申し上げます。</p>
会長	事務局より朗読ならびに説明が終わりましたので審議をお願いします。
11番	いいですか。この土地には国や県の救済措置はないのですか。
事務局	救済というのは農地に戻すとか買い上げということですか。実際こちらの方は、もう農地が残っておりません。ここは流出した九州電力が何か活用されるという計画もあるようで地元での話は少し進んでいるようです。実際、ここに農地が残る可能性はなく、非農地化を勧めたいということで所有者から申請があっております。以上です。
14番	白地だから非農地化ができていると思うのですが、災害で農振がかかっている農地はどうなりますか？災害ということで非農地化ができるのですか。
事務局	その場所によると思います。端部で農振白地に隣接しているなどであれば、農振除外ができると思いますけれども、農振地の中心部であれば中抜きは難しいと思います。
14番	こういう災害の状況になっても農振除外は難しいですか。
事務局	難しいと思います。
14番	わかりました。
会長	他にありませんか。無いようですので採決に移ります。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会長	全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決します。
会長	<p>以上で議案の審議は終了いたしました。4月の総会の日程を決めさせていただきたいと思いますが、4月10日火曜日はいかがですか？</p> <p>ないようでしたら4月10日でよろしく申し上げます。</p> <p>他に事務局から何かありませんか。</p>
事務局	事務局から今後研修会の際に話したいと思いますが、最近農地を貸したいという相談が多々増えております。そういった場合にお手数ですが農業委員さんや同席の最適化推進委員さんにご協力いただいでどうにか農地のつなぎをしたいと思っております。

会長	<p>ます。村内外から問い合わせがっておりますので、こちらから委員さんに連絡させていただくことがあると思いますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは以上をもって第9回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。</p>
-----------	--

議事録署名者

18番 荒牧 文博

19番 大塚 恭徳